

# 平成20年度主要な政策に係る評価書

政策所管（政策評価担当）部局課室名 財政課、交付税課、地方債課、財務調査課

評価年月 平成20年7月

## 1 主要な政策の概要

### （政策名）

政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化

### （政策の基本目標）

地方公共団体の財政運営に支障が生じないように所要の地方財源の確保を行うとともに地方交付税の算定方法の簡素化等の見直しを進める。また、地方公共団体の財政収支を改善し、地方財政の健全化を図る。

### （政策の概要）

地方財政計画等の策定

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、地方財政計画及び地方債計画の策定を通じた所要の財政措置を講じることにより、地方財源の確保に努めた。特に、平成20年度地方財政計画では、歳出面において、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図ることとし、歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源の確保を図ることを基本とするとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足について、適切な補てん措置を講じることとした。

地方交付税の算定方法の簡素化・透明化

地方交付税については、引き続き所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営に資する方向で算定方法の簡素化・透明化を図った。

公債費負担の適正化等の推進

昭和62年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村及び平成18年度以降公債費負担適正化計画に基づいて実質公債費比率の適正な管理を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。

財政健全化法の円滑な施行のための準備

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律案」を国会に提出し、同法案は平成19年6月15日に成立したが、その後、平成20年4月の施行に向け、財政指標等に関する関係政省令の整備を行い、分かりやすい財政情報の開示を徹底すること等による地方公共団体の財政の健全化に向けた準備を行った。

### (平成20年度予算額等)

地方財政計画の規模	83,401,400 百万円
地方交付税額	15,406,100 百万円
地方債計画の規模	12,477,600 百万円

## 2 政策実施の環境

### (1) 政策をとりまく最近の情勢

極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、歳出面においては「基本方針2006」及び「基本方針2007」に沿って、歳出全般にわたり見直しを行うことにより、計画的な抑制を図る。また、喫緊の課題である地方の再生に向け、地方の知恵と工夫を活かした産業振興や地域活性化、生活の安全安心の確保等の施策の推進に財源の重点的配分を図る必要がある。歳入面においては、地方税負担の公平適正化の推進と安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額の確保を図る必要がある。

### (2) 関係する施政方針演説等内閣の重要方針(主なもの)

施政方針演説等	年月日	記載事項(抜粋)
「経済財政改革の基本方針2007」	平成19年6月19日	第3章 21世紀型行財政システムの構築 1. 歳出・歳入一体改革の実現 【改革のポイント】 1. 真に必要なニーズにこたえるための財源の重点配分を行いつつ、「基本方針2006」で示された5年間の歳出改革を実現する。そのため、主要な分野について制度改革等の道筋やその取組を示す。 2. 平成20年度予算は、この歳出改革を軌道に乗せる上で極めて重要な予算であることから、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じ、引き続き「基本方針2006」に則り、最大限の削減を行う。  2. 税制改革の基本哲学 【実現すべき6つの柱】 (5) 真の地方分権の確立

施政方針演説等	年月日	記載事項（抜粋）
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財源における地方の自立性を高めるため、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源移譲を含めた税源配分の見直しの一体的な改革に向け地方債を含め検討する。</li> </ul> <p>8．地方分権改革</p> <p>【改革のポイント】</p> <p>2．地方財政全体が地方分権にかなった姿になるよう、国・地方の財政状況を踏まえつつ、国庫補助負担金、地方交付税、税源配分の一体的な改革に向け地方債を含め検討する。あわせて、地方間の税源の偏在を是正する方策について検討する。</p>



(2) 指標等の進捗状況

「参考となる指標その他の参考となる情報」

指標等	分析の視点	17年度	18年度	19年度
地方財政計画の規模	「骨太方針 2006」「骨太方針 2007」に沿って歳出全般にわたり見直しを行うことにより計画的な抑制を図りつつ、所要の財源が確保されているか。	83兆1,508億円	83兆1,261億円	83兆4,014億円
一般財源比率	安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税などの一般財源総額が確保されているか。	66.6%	68.1%	68.4%
地方債依存度	歳入総額に占める地方債の割合は適正か。	13.0%	11.6%	11.5%
借入金残高	地方債残高は抑制されているか。	200兆円	199兆円	197兆円
地方債計画の規模	地方団体が行政改革と財政の健全化を推進しつつ、当面する諸課題に重点的・効率的に対処することができるよう、所要の地方債資金が確保されているか。	13兆9,466億円	12兆5,108億円	12兆4,776億円

参考となる指標の進捗状況については、それぞれ表題の年度の次年度の内容を記載している。

指標等	分析の視点	
平成 20 年度地方財政計画策定のために実施した地方財政対策	地方財政収支の均衡を達成するため、財源対策が行われているか。	財源不足額(5.2兆円程度)については、財源対策債や臨時財政対策債の発行などにより、当面の地方財源不足の補てんを図った。
平成 20 年度地方交付税の算定方法の簡素化等の取組状況	交付税の予見可能性を高める観点から、交付税の算定方法の簡素化、明確化が進められているか。	平成 19 年度より新しい簡素な基準による基準財政需要額の算定(新型交付税)を導入し、算定項目数を約 3 割削減するなど算定方法の簡素化・透明化を行った。さらに、普通態容補正の個別係数の縮減を引き続き行うとともに、平成 20 年度より一部の費目において事業費補正の廃止、急増補正の廃止等を行い、算定方法の簡素化・明確化を進めた。
公債費負担適正化計画の完了割合	公債費負担適正化計画の完了を予定している団体について、予定どおり目標を達成できているか。	平成 19 年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた 2 団体については、全ての団体が目標を達成した。

## 4 政策の総合的な評価

### (1) 評価結果(総括)

地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないように、財源対策債、臨時財政対策債の発行などの補てん措置を講じた。これにより、国家財政・国民経済等との整合性の確保や地方財源の保障が図られた。

また、地方交付税の算定方法の見直しについては、平成19年度において算定項目の約3割を削減するなど、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化は着実に進展している。

さらに、平成19年度に公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化は進展した。

### (2) 基本目標等の達成状況の分析

#### (ア) 必要性

地方財政は公債費が依然高水準であることなどから、大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。地方分権の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対応するため、地方財政の運営上支障が生じないように適切な補てん措置を講じるため、地方財政計画を策定し、所要の地方財源を確保していく必要がある。

地方交付税については、地方交付税の予見可能性を高める観点から、算定方法の抜本的な簡素化を図る必要があるため、地方公共団体の自主的・自立的な財政運営を促す方向で地方交付税の算定方法の見直しを進める必要がある。具体的には、地方公共団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度を設計しつつ、人口と面積を基本とした簡素な算定方法等の導入を図る必要がある。

厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定して提供するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。そのため、公債費負担が依然として高い水準にある地方公共団体については、引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進めるとともに、財政健全化法に基づきわかりやすい財政情報の公表を徹底することなどにより財政の健全化を推進する必要がある。

#### (イ) 有効性

喫緊の課題である地方の再生に向けた施策の推進に財源の重点的配分を図るため「地方再生対策費」を創設することなどにより、平成20年度地方財政計画の歳入歳出規模は、83兆4,014億円となり、前年度に比べ2,753億円の増となっている。ただし、極めて厳しい地方財政の現状等を踏まえ、「骨太方針2006」「骨太方針2007」に沿って歳出全般にわたる見直しを行い、「地方再生対策費」を除くと、前年度0.2%減に抑制した。

また、地方税、地方交付税などの一般財源総額を確保するとともに、引き続き生ずることとなった大幅な財源不足については地方財政の運営上支障が生じないように、財源対策債、臨時財政対

策債の発行などの補てん措置を講じた。

これにより、地方財源の確保・保障がなされ、地方財政計画の策定について一定の有効性が認められる。

平成19年3月に地方交付税法の一部改正を行い、簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）が導入されたことにより算定項目数が約3割削減された。引き続き平成20年度においても簡素化を進めることとしており、地方交付税の算定方法の簡素化・透明化が進展した。そのため、地方交付税の予見可能性を高めるために必要な施策として、有効性が認められる。

（参考：平成20年度における簡素化の取組）

- ・普通態容補正の個別係数を縮減
- ・一部の費目において事業費補正、急増補正を廃止

昭和62年度から公債費負担適正化計画に基づいて財政運営を行う市町村に対して、財政上の措置を講じ、市町村の自主的・計画的な公債費負担の適正化を推進した。平成19年度においては、公債費負担適正化計画の完了を予定していた2団体は全て完了し、公債費負担の適正化について一定の進展をみたため、有効性が認められる。

#### （ウ）効率性

地方交付税の算定方法については、簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）を導入し、算定項目数を約3割削減したところである。これにより、地方公共団体の事務負担の軽減、財政運営の透明化が促進されたため、地方交付税の算定の簡素化・透明化に向けた取組は一定の効率性が認められる。

## 5 今後の課題と取組の方向性

### （1）政策の課題と取組の方向性（総括）

平成21年度以降についても、所要の地方財源の確保を図りつつ、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直し等による地方税財源の充実確保等を通じて、地方行財政運営の自立性の向上及び地方行財政基盤の拡充を推進していく。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行っていく。

さらに、公債費負担適正化については、平成20年度以降も7市町村が公債費負担適正化計画に沿って公債費負担の適正化に努めているところであり、引き続き、公債費負担適正化に向けての取組を推進する。また、財政健全化法に基づくわかりやすい財政情報の開示を徹底すること等により、地方公共団体の財政の健全化を推進していく。

(2) 個別課題と取組の方向性

今後の課題	取組の方向性	
<p><b>【課題】</b> 地方財政は公債費が依然高水準であることなどから、大幅な財源不足が生じる厳しい状況に置かれている。地方分権の推進や少子・高齢化による財政需要の拡大に対応するため、地方財政の運営上支障が生じないように適切な補てん措置を講じるため、所要の地方財源を確保していくことが必要。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 地方財政計画等の策定</p> <p><b>【主な事務事業】</b> ・地方財政の企画立案 ・地方債の企画立案及び指導等</p>	<b>見直し・改善の方向性</b>	引き続き、地方財政計画を策定を通じて所要の地方財源を確保していく。
	<b>(予算要求)</b>	取組を継続
	<b>(制度)</b>	地方財政計画及び地方債計画において、所要の地方財源を確保する。 また、税源移譲を含む国と地方の税源配分の見直しや地方歳出に対する国の関与の縮小の取組を検討する。
<b>(実施体制)</b>	従前のとおり	
<p><b>【課題】</b> 地方交付税については、今後とも引き続き、財源調整や財源保障の機能を適切に果たすことができるよう所要額の確保を図るとともに、地方公共団体の自主的な財政運営に資するための一層の算定方法の簡素化を行うことが必要。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b> 地方交付税の算定方法の簡素化、透明化の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b> 交付税制度の企画立案</p>	<b>見直し・改善の方向性</b>	平成19年度より簡素で新しい基準による基準財政需要額の算定（新型交付税）が導入されたところであり、平成20年度においても、より一層の簡素化を図る。
	<b>(予算要求)</b>	取組を継続
	<b>(制度)</b>	平成20年度においては、普通態容補正の個別係数を縮減するとともに、一部の費目において事業費補正や急増補正を廃止する。
<b>(実施体制)</b>	従前のとおり	

<p><b>【課題】</b>          厳しい財政状況が続く中で、地域の行政サービスを安定して提供するため、地方公共団体の財政の健全化に取り組む必要がある。そのため、公債費負担が依然として高い水準にある地方公共団体については、引き続き公債費負担適正化計画に基づく財政健全化を進めることが必要。</p> <p><b>【下位レベルの施策名】</b>          公債費負担の適正化等の推進</p> <p><b>【主な事務事業】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方財政の助言及び調査統計の整備運営</li> <li>・ 国民に対する地方財政の情報公開の推進・助言</li> </ul>	<p><b>見直し・改善の方向性</b></p>	<p>財政健全化法に基づく財政健全化計画の策定の義務付け等が平成 20 年度決算から適用されることを踏まえ、同法に基づくわかりやすい財政情報の公表を徹底することなどにより財政の健全化を推進する。</p>
	<p><b>(予算要求)</b></p>	<p>取組を継続</p>
	<p><b>(制度)</b></p>	<p>公債費負担適正化計画については、引き続き実施する。また、財政健全化法に基づく財政情報の開示の徹底を図る。</p>
	<p><b>(実施体制)</b></p>	<p>機構・定員要求を検討</p>

## 6 学識経験を有する者の知見の活用等

### (1) 学識経験を有する者の知見の活用

総務省の政策評価に関する有識者会議（平成 20 年 6 月 3 日）において、本政策の評価の方向性に関し、意見をいただき、評価に活用した。

### (2) 評価に使用した資料等

- ・ 平成 20 年版地方財政の状況（地方財政白書）（平成 20 年 3 月 4 日）  
[http://www.soumu.go.jp/menu\\_05/hakusyo/chihou/20data/index.html](http://www.soumu.go.jp/menu_05/hakusyo/chihou/20data/index.html)
- ・ 平成 20 年地方財政計画（平成 20 年 2 月 8 日）  
[http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080125\\_2\\_2.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2008/pdf/080125_2_2.pdf)
- ・ 地方財政の借入金残高の状況（平成 20 年 2 月 5 日）  
[http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/zandaka\\_070518\\_2.pdf](http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/pdf/zandaka_070518_2.pdf)
- ・ 平成 20 年度地方債計画（平成 19 年 12 月 24 日）  
[http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071224\\_1.pdf](http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071224_1.pdf)